

阿片 建國以來阿片癮者の取締問題に付ては鋭意調査中であつたが、舊支時代の斷禁制度を改め、所謂漸減方針に則り癮者の救済上必要なる限度に於て之が吸食を許し、且阿片の收買及賣下を官に於て專掌し、依て從來殆んど公然の秘密として行はれて居た密吸食、密取引の取締を勵行し、一面又社會教育等に依る禁煙思想の普及徹底を圖り、禁煙の目的を達成せんとし昭和七年九月阿片專賣籌備委員會を設置し、又阿片收買法を發布して民間に散在せる阿片を擧げて收納するところあつたが、同年十一月阿片法及同法施行令を公布し翌八年一月十一日阿片專賣の實施を見るに至つた。

阿片は生阿片の儘政府より政府指定の卸賣人に賣下げられ、更に小賣人を経て吸食特許者に賣捌かれる。專賣機關は在新京專賣公署で財政部の監督に屬し、奉天、吉林、哈爾濱及龍江縣城に其の支署たる專賣署が置かれてある。

燐寸 燐寸は從來過剰生産の爲製造業者相互の備みとせられたが、日滿人間合議に依り互讓的に生産制限を爲し來たつた。然るに昭和三年瑞典燐寸會社が世界市場獲得の野心の下に滿洲に於ける數社を買收し、爾來日滿同業者間の販賣生産統制を紊し、瑞典系と日滿同業者との間に對立紛糾を來したので、昭和五年張學良は國內産業保護を名とし東北火柴公賣局を設置し、生産販賣權を日滿同業者に與へた。

滿洲事變に遭遇するや昭和六年十月全國同業者(瑞典系を含む)聯合會の決議に依り暫行的に公賣制度を其の儘踏襲することとなり、新國家成立と共に財政部内に火柴公賣局が設立せられ、火柴公賣承辦處なる社團をして買收及販賣を爲さしめ、公賣局は右販賣額に對し普通燐寸一箱(十箱入二百四十袋入)に付二元を徵收する制度となつたが、固より完全なる專賣とは言ひ難い。

硫黃及硝石 財政部管轄の下に硝磺局があつて之を掌理して居る。

二 公債及彩票

滿洲國成立前發行せる公債の殘存せるものにしては次の如きものがある。(現大洋建)

名稱	發行額	實募額	未償還額	備考
東三省整理公債	五千萬元	二八、八三六千元	一五、一八五千元	奉天洋二元對一元の法定換算率
十八年遼寧省整理金融公債	二千萬元	五、八四四千元	五、八四四千元

即ち此等は遠からず新國家に於て整理せらるるものと認められる。次に昭和七年陽春滿洲國成立に際し本邦の三井、三菱より出資借款に應ぜる金二千萬圓、擔保は鹽稅、利率年五分と傳へられたものがある。滿洲國の公債借款は之を第一とし、越えて昭和七年十一月治安維持機關の改善、新道路建設及北滿水災復舊の目的を以て更に本邦に於て成立せるものに金三千萬圓の建國公債がある。發行價格額面百圓に付九十六圓五十錢、償還方法及期限二箇年據置、其の後五箇年々賦償還、單利廻初期六分三厘八毛、最終五分六厘九毛、利子支拂期は六月一日及十二月一日で日本興業銀行に於て爲す。擔保及償還財源は滿洲國政府專賣(舊吉黑兩省の鹽及同國の阿片)代金より優先して支拂ふ。券面種類は百、五百、千、五千、一萬圓の五種となつて居る。

此の外滿洲國は昭和七年九月其の利益を災害救済の費用に充當する目的を以て彩票條例を公布し、毎年繼續的に富籤類似の一種の内債を發行する計畫で既に其の第一回を實行した。本條例に依れば財政部大臣に於て發行の目的金額、發行番號、一號の價格、發行及抽籤の時期及場所等を公告し、毎次の彩金總額は彩票發行金額の五割以上、

彩票一號の價格は五圓以下なる定で、第一次の發行總額は國幣拾萬圓で此の内半額を當籤に充つることとなつて居た。此の當籤は本邦に於ては取締まれて居るが、支那では在來の事である。滿洲國に於ては當面の災害救済資金の必要なる、民心を活潑ならしむる爲實施せるものと認められる。

第七章 産業

第一節 農業

一 概況

滿洲には遼河、松花江本支流の外鴨綠江、豆滿江、穆稜河等著名な大河があり、豊饒肥沃な農耕地は此等河川の流域を中心として展開されて居る。其の耕地面積に付ては未だ完全なる調査を缺き適確なる統計を得難きも、其の概勢及利用狀況を示せば左の通である。

耕地面積(單位千陌)

(昭和七年調査)

省別(舊)	總面積	耕地		不耕地		總面積に對する率		可耕地に對する率	
		既耕地	未耕地	既耕地	未耕地	既耕地	未耕地	既耕地	未耕地
奉天省	一九、一七四	四、四一〇	二、四四九	六、八四九	一一、三三五	三三・七%	四六・三%	二二・〇%	二二・七%
吉林省	二七、一三三	五、一〇一	五、七九七	一一、〇一〇	一六、一〇三	四〇・六%	五九・四%	一九・五%	三二・一%
合計									

省別(舊)	總面積	耕地		不耕地		總面積に對する率		可耕地に對する率	
		既耕地	未耕地	既耕地	未耕地	既耕地	未耕地	既耕地	未耕地
黑龍江省	五八、二六〇	三、九四〇	八、八八四	一二、八三四	四五、四二六	三三・〇%	七八・〇%	六・八%	一五・二%
熱河省	一〇四、五五六	一一、六五二	一七、〇三三	三〇、七〇八	七三、八五三	二九・四%	七〇・六%	一三・一%	一六・三%
合計									

(備考) 熱河省は昭和六年の調査に依る

而して土壤の性質は支那農民の永年に亘る掠奪農法の結果地方に依りては有機物及窒素成分の含量乏しく、又アルカリ鹽類多く且つ重粘である等の缺點はあるが、燐酸加里に富み概観すれば内地の土壤に比し餘り劣らない。氣象が大陸的で寒暑の差甚しく、日照時數多く、空氣乾燥し、蒸發量大なるに反して降水量が少い等の結果、栽培作物の種類に於ては主として高粱、大豆、粟等の比較的乾燥地に耐へる力の強い畑作物に適し、農耕技術に於ては簡單なる乾燥農法に依り雨水を地下水として保蓄し、毛細管現象に依つて乾燥期に於ける土壤の水濕を補ふ方法が行はれて居る。農作物成育期間の短い結果、裏作は困難で一年一毛作に止めなければならぬ不利がある。又畑作を主として比較的廣い面積を畜力に依る相當の大農具を使用して粗放的に耕作するのも、以上の如き自然的條件の制約に依るものである。

農家一戸當り耕地面積は四省平均四町〇二五であるが、經營農耕地面積の大小に依り農家戸數を分類すれば小農(一町八反未満)は奉天省四一・三パーセント、吉林省三一・五パーセント、黑龍江省一五・六パーセント、熱河省五七・七パーセント、中農(六町未満)は奉天省四三・八パーセント、吉林省四五・七パーセント、黑龍江省三九・二パー

セント、熱河省三一・四パーセント、大農(六町以上)は奉天省一四・九パーセント、吉林省二二・八パーセント、黒龍江省四五・二パーセント、熱河省一〇・九パーセントである。農地經營に關し自作農家は奉天省四二・六パーセント、吉林省四八・四パーセント、黒龍江省五六・七パーセント、熱河省六八・五パーセント、小作農家は奉天省二九・五パーセント、吉林省二八・四パーセント、黒龍江省二五・九パーセント、熱河省一四・九パーセント、自作兼小作農家は奉天省二七・九パーセント、吉林省二三・二パーセント、黒龍江省一七・四パーセント、熱河省一六・六パーセントの割合を示して居る。小作制度、分益農、協同農、請負農等は第二編第五章第一節第四項参照。農家經濟に付ては信頼すべき調査がないが、一般に生活程度低くして教育費、衛生費等は微々たるものである。特に注目すべきは肥料代の僅少なことで、南滿地方では二年乃至三年に一回自家生産の土糞と稱する畜糞と肥土の混合物を施用するに止まり、南滿山地帯、北滿及蒙古新開放地等では全く施肥しない。

二 主要農作物概況

滿洲に於ける農作物の種類は比較的少く普通栽培されて居るものは僅かに五六十種に過ぎぬ。然かも其の主要作物は大豆、高粱、玉蜀黍、小麥等で他の作物は極めて少い。今此等主要作物の作付歩合を示すに左表の如く大豆を第一とし、高粱及粟が之に次ぐ現状に在るが、歐洲輸出向大豆の最大顧客たる獨逸の大豆輸入防壓と、昭和八年より實施された棉花増産計畫とは滿洲農業の將來に新分野を開拓することにならう。

滿洲農作物作付面積(昭和七年)(單位陌)

種類別	奉天省		吉林省		黒龍江省	
	作付面積	百分比	作付面積	百分比	作付面積	百分比
大豆	九七四、二五〇	三三%	一、八三七、四〇〇	三三%	一、二七八、四五〇	三三%
其他豆類	一四五、四〇〇	三	一一〇、四〇〇	二	五三、七二〇	一
高粱	一、四四八、二〇〇	三三	八五八、九九〇	一六	三八九、八三〇	一〇
粟	五八三、七八〇	二一	九七四、五〇〇	一八	六九六、五五〇	一八
玉蜀黍	四七〇、〇〇〇	二二	三三三、九〇〇	六	二〇八、九七〇	五
小麥	九七、四四〇	二	五九〇、五〇〇	一一	七九、七六〇	二〇
水稻	四〇〇、六〇〇	一	二二、三二〇	一	二、一八〇	〇
陸稻	四八、七九〇	一	五一、一六〇	一	六、二二〇	〇
其他雜穀	四〇一、〇九〇	九	三五六、九五〇	七	四四二、五三〇	一一
其他	二二五、二四〇	三	一、七三〇、一〇〇	三	〇三三、四三〇	二
棉花	四、〇七〇	一	一六、〇三〇	〇	八、五三〇	〇
其他	二四、〇〇〇	一	一、〇三〇	〇	一、〇三〇	〇
合計	四、〇七〇、六六〇	100	五、〇三三、七六〇	100	三、〇三三、七六〇	100

次に此等主要農産物に就き概説する。
大豆 大豆は滿洲農産物の大宗たるのみならず又實に滿洲産業の樞軸を爲すものである。即ち其の年産額は次の如く世界大豆總産額の六割内外を占めて居る。

滿洲國省別大豆生産額(單位、陌、廬)

年次	奉天省		吉林省		黑龍江省		合計	
	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高
昭和五年	九〇,六八〇	一,一八三,〇四〇	一,七六一,五七〇	二,五六三,九〇〇	一,三六六,二〇〇	一,七〇五,八一〇	四,二一八,四四〇	五,二七〇,〇二〇
同 六年	九〇〇,〇〇〇	一,一七五,三九〇	一,九〇三,三三〇	二,四四一,六三〇	一,三三八,三三〇	一,六三七,〇〇〇	四,一〇〇,〇〇〇	五,三三三,〇一〇
同 七年	九七四,三三〇	一,一七五,六三〇	一,八三七,四八〇	二,〇〇〇,〇一〇	一,二七八,四四〇	一,〇三三,〇三〇	四,〇〇〇,〇〇〇	五,三三三,〇一〇

右の中食料、飼料、種子用等として原地消費に充てらるるは一割五分乃至二割に止り、殘餘の内約六割は大豆の體で搾油工業の原料として大部分本邦及歐洲諸國へ輸出せられ、約二割は國內の油房に於て豆粕及大豆油の製造に供せられるが、更に其の豆粕の九割迄は我國及支那市場へ輸出せられる。此等大豆、豆粕、大豆油を合せたるものの輸出價額は昭和七年に於て圓價に換算し約三億六千六百萬圓に達し滿洲の總輸出價額の六割見當を占め、之を農産物のみに付て觀れば約七割五分に當る。然し之として約七十年前までは農民の食料として洲内の需要を充すに過ぎなかつたものであるが、搾油工業の發展に伴つて漸次其の産額を増し、日清戰役後我國への販路が開かれ、更に明治の末年我國に依つて歐洲市場に紹介せられるに至り、其の産額の巨大にして價額の低廉なるに乗じて忽ち世界的商品

たる地位を獲得するに至つた。而して其の用途は諸食料品原料として用ゐらるる外、油粕は重要な窒素肥料たるのみならず家畜飼料として將來を嚮望せられ、更に大豆油、豆粕を中心とする化學工業の發展は將來益々大なる期待がかけられて居る。其の生産地は管ては南滿遼河流域一帯を主としたが、交通網の發達と共に哈爾濱を中心とする松花江流域の沃野に急激なる増加を見、昭和七年には三千二百八十萬石を産し、其の産額は北滿、南滿略同産額の割合を示して居る。省別にすれば吉林省二百八萬廬、奉天省百十五萬廬、黑龍江省百三萬廬である。而して各鐵道沿線の集散地に出つた大豆は大連、營口、哈爾濱等の油房都市及大連、營口、安東、浦鹽等の海港へ輸送せられる。

高粱、粟及玉蜀黍 此の三者は滿洲住民の主要食料品を構成するもので、其の全食料品中に占むる割合は高粱五十二パーセント、粟二十四パーセント、玉蜀黍九パーセントと稱せられる。されば其の收穫高は大豆に次ぎ、昭和七年の之が産額は高粱約二千九百一十一萬石、粟二千二百三十七萬石、玉蜀黍約千七百七十五萬石に達するが、大部分は國內の消費に充てられ市場出廻率は夫々四割餘、二割餘及三割五分に止り貿易上の地位は低い。然かも高粱の輸移出額二、三百萬石の中大部分は支那人の食料として輸出せられ、又粟の輸出高の大半(最近五箇年平均百五十五萬石餘)は朝鮮仕向であつて、其の數量は鮮米の内地移入量に影響を及し、延いては我國の米穀政策上微妙の關係に置かれて居る。玉蜀黍も亦約四、五十萬石を日本及支那へ輸出して居る。其の用途は食料及醸造原料となる外高粱の稈は燃料、建築材料、アンペラ製造材料等として、粟の稈及玉蜀黍の葉は飼料として孰れも民衆の生活に重要なものである。高粱は遼河流域を主産地として南滿は北滿の二倍以上を産し、粟は南滿と北滿と略均衡し、玉蜀黍は南滿の南部地方が主産地である。

小麥、陸稻及水稻 小麥は氣候の關係上大部分を北滿に産し同地方第一の主要農産物である。昭和七年に於ける收穫高は八百六十一萬石に上るが、大半は國內で製粉に用ひられ輸出量は少ない。元來滿洲は麥粉の大消費地であり、我國亦製粉工業の原料として年々多量の小麥を加奈陀其の他の諸國より輸入せる現狀に鑑みるときは、小麥栽培の前途は北滿の沃野の開拓に伴ひ最も有望なるもの一つである。陸稻は品質不良ながら早生で良く滿洲の風土に適し昭和七年に於ける收穫高は穀百五十七萬石に達する。滿洲に於ける水田の開発は主として移住鮮人の努力に依るもので、昭和七年穀百十四萬石の收穫を見るに至つた。右主産地は滿鐵沿線、間島及海林附近であるが、開田可能地は遠く松花江、牡丹江、嫩江流域に亘り五十萬乃至百萬町歩に及ぶと稱せられ、近き將來に於ける千石萬石の産米が可能とされて居る。

主要農作物作付面積及收穫高累年比較(單位、千陌、千石)

種別	昭和六年		同七年		同八年第三回豫想	
	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高
大豆	四、二〇一	五、二二七	四、〇九〇	四、二六八	四、〇〇一	五、二〇五
高粱	二、九八〇	四、四九七	二、六九七	三、七二八	二、六五八	四、二二九
粟	二、二三二	二、九六〇	二、二五五	二、六一三	二、三八一	三、二七三
玉蜀黍	九八八	一、七〇一	一、〇一三	一、五四二	一、一〇二	一、八六八
小麥	一、五八六	一、五八〇	一、四八七	一、一三三	一、三七四	一、四三〇

棉花 滿洲に於ける棉花は現に在來棉と陸地棉の二種が栽培されて居るが、此等各々の栽培面積と生産額とは未だ正確に知るを得ない。然し滿鐵經濟調査會の調査に依れば棉作の行はれて居るのは奉天省、熱河省で、其の栽培面積は遼陽縣を首位として、義、黑山、蓋平等之に次ぎ、昭和八年に於ける作付面積は次表の如く五萬二千五百町歩餘を算し、生産額は實棉九千七百四十四萬斤餘を示して居り、此の割合より推すと其の反當收穫は約百八十六斤となる。滿洲に於ける棉花生産の現狀は右の如く、大豆其の他の特産物に比すれば殆んど言ふに足りない程度であるが、昭和八年四月奉天省實業廳主唱の下に滿洲棉花栽培獎勵策を樹立し、將來二十箇年を期し奉天省内に於ける栽培面積を陸地棉、在來棉を合せ三十萬町歩に擴張し、生産繰綿一億五千萬斤を得る豫定を以て大同二年より既に實行に着手した。而して之が指導獎勵機關として滿洲棉花協會を設立し、我國に於ける日滿棉花協會とも連絡相呼應し、棉種子の配付、原種圃並に採種圃の經營、講習會及品評會の開催等を行ひつつあるが、昭和九年に於ける種子配付數量は約百二十萬斤にして、昭和十年春季に於ては之を約二百萬斤に増大する計畫であり、更に諸般の施設充實するに至らば其の將來には相當刮目すべきものがある。

縣別棉花作付面積及收穫高

縣別	奉天省		海城	
	作付面積	實棉收穫量	反當收穫量	收穫高
遼中	一、七、七、〇〇町	三、六、七、〇〇斤	三〇斤	一、八、七、〇〇
遼陽	一、七、七、〇〇町	三、六、七、〇〇斤	三〇斤	一、八、七、〇〇
遼寧	一、七、七、〇〇町	三、六、七、〇〇斤	三〇斤	一、八、七、〇〇
遼東	一、七、七、〇〇町	三、六、七、〇〇斤	三〇斤	一、八、七、〇〇

縣別		作付面積	實棉收穫量	收反量
開原	遼化	二・二六	三〇・〇〇	九
鐵嶺	建平	三・三四	六〇・〇〇	三〇
瀋陽	平泉	三・〇〇	一〇・〇〇	三〇
瀋陽	朝陽	三・八〇	二二・〇〇	一〇
北鎮	承德	一・〇〇	五七・〇〇	一〇〇
北鎮	承德	一・〇〇	二七・〇〇	一〇〇
復	縣別	一・〇〇	二六・〇〇	一〇〇
莊河	縣別	一・六〇	二一・〇〇	一〇〇
安東	縣別	三・九〇	六三・三〇	一六〇
盤山	縣別	三・六〇	一四・三〇	一三〇
錦州	計	三・〇〇	八六・八〇	一六
錦州	法庫	二・〇〇	三三・〇〇	九
興城	本溪	一・八〇	八四・〇〇	一七〇
蓋平	懷德	三・〇〇	三三・〇〇	九
營口	撫順	一・八〇	一六・〇〇	三三
鳳城	康平	一・三〇	一三・三〇	九
錦	彰武	一・九〇	一〇・三〇	九
黑山	新民	二・〇〇	五九・三〇	一三〇
計	計	四・三・六二	八六・八〇	一六

縣別	作付面積	實棉收穫量	收反量
阜新	七五〇・〇〇	七五〇・〇〇	一五〇
遼平	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一五〇
遼南	二、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	一五〇
青龍	六〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	一五〇
興龍	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	一五〇
總計	三、四九〇・〇〇	三、四九〇・〇〇	一八

右の外、普通作物として小豆、綠豆等の豆類約二百萬石、黍、稗、蕎麥、大麥等の雜穀を合せて約千八百萬石の收穫があり、特用作物としては大麻、蓖麻、煙草、甜菜、藍、胡麻、忽布、落花生等實に多種多様である。

三 蠶業

家蠶は滿鐵及關東廳試驗の結果將來有望なことが證明せられたが未だ副業の域に達しない。柞蠶の飼育は約百年以前に起り重要物産の一となつて居る。産地は奉天省の遼河以東の地方で殊に遼東半島に最も盛である。我國の絹紬の原料は専ら滿洲柞蠶繭である。

四 牧畜業

滿蒙は古來牧畜の天地であつて住民は愛畜心に富み、其の馴致使役には天稟の技能を有し利用方法亦巧妙を極めて居る。其の用途は實に多方面に亘り役畜として農業經營に、輓用、乗用として交通に缺くべからざるものであり、排泄物は土糞として唯一の肥料を供給し、其の肉は重要食料品であり、皮骨毛も畜産品として其の利用は餘す所がない。爲に農家各戸殆んど家畜を飼養せざるなき迄に普及し、農民の生活と密接に結び付き恰も人間と家畜とが一

體となつて協力して滿洲の農業組織を構成して居るとも言へる程である。其の頭數に付ては未だ完全なる調査が行はれて居ないが、昭和七年に於ける主要なものは概略左の通である。

畜種	奉天省	吉林省	黑龍江省	合計
牛	五五、七四〇	四六、三六〇	六五、一八〇	一六七、二八〇
馬	六〇九、六四〇	七三、三三〇	一〇三、〇一〇	七八六、〇〇〇
騾	四六、七〇〇	二九、三六〇	一九、〇〇〇	九五、〇六〇
驢	三九五、五六〇	八一、二一〇	三四、九五〇	七七一、七二〇
羊	五九九、九三〇	一六一、〇七〇	一六一、〇七〇	一二八、〇七〇
豚	二、六七四、六〇〇	二、〇八四、七四〇	一、七三〇、〇〇〇	六、四八九、三四〇
計	五、二五〇、三三〇	三、八六五、二三〇	五、一九六、四八〇	一四、三一二、〇六〇

其の他鶏、鶯、鶯鳥等の家禽及蜜蜂等も莫大な數に上るが、就中我國の羊毛工業と關連して羊の改良増殖が期待されて居る。在來の蒙古種の羊は元來肉用及毛皮用として飼養されて居るもので、毛質は不良且つ收毛率低く織に下等絨の原料に使用せらるるに過ぎない。滿鐵の農事試験所は之にメリノウール種を交配して優良適種を得ることに成功したが、實際に我國の羊毛需要を相當程度に充し得るに至らしめるには、尙大資本と相當の年月とを要するものとされて居る。

第二節 林業

一 概況

滿蒙の森林地帯としては有名なものには松花江流域、牡丹江流域を始とし鴨綠江流域を數ふることが出来るが、又東

支沿線の小山嶺より西林河に至る地域も相當の蓄積を有して居る。更に東支西部線方面には布哈圖以西より興安嶺に至る山脈及吉林三姓地方にも一帯の森林が優良な林相を呈して居るが、蒙古に至つては一望千里草原と砂丘の連續で殆んど森林の見るべきものなく、只興安嶺中に見るべき森林があるが未だ充分に調査されて居ない。前記各流域に於ける蓄積の概數を掲ぐると大要左の通である。

滿洲森林面積及蓄積量

地域名	森林面積 町歩	蓄積量(千石)		立木利用材積 千石
		針葉樹	闊葉樹	
鴨綠江流域	九〇三、一八二	三三、七九〇	三一、一六〇	三四五、九五〇
松花江流域	一、四〇五、九四七	四三〇、九〇〇	五〇六、七九〇	九三七、六九〇
豆滿江流域	二一四、〇四五	四七、八九〇	六五、二六〇	一一三、一五〇
牡丹江流域	三四二、八七二	一二九、九七六	一三四、七一〇	二六四、六八〇
東支東部沿線	二、三三八、八一八	二四四、一五〇	五五七、八七〇	八〇二、〇二〇
三姓地方	五、一四九、三三一	四三八、八七〇	九五六、七四〇	一、三九五、六一〇
小興安嶺	七、二二三、九〇八	七二二、三九〇	一、四四四、七八〇	二、一六七、一七〇
大興安嶺	四、五一四、九四二	四五一、四九〇	九〇二、九九〇	一、三五四、四八〇
伊勒呼里	六、三二〇、九二〇	六三二、〇九〇	一、二六四、一九〇	一、八九六、二八〇
總計	二八、四一四、九六五	三、三三一、五四〇	六、一四五、四九〇	九、三七七、〇三〇

斯くの如く滿洲には相當廣大な森林蓄積を有して居るが、滿洲總面積一億一千六百萬町歩の二割五分は森林と云つてよい。一帯帯水の滿蒙に約三千萬町歩の森林と蓄材一億石とを有することは、我國木材需要の將來から觀て大なる強味である。

二 樹種及混歩合

滿洲の森林地帯は植物學上より觀るに溫帯の北部より寒帯に跨り、其の樹種は概ね北海道の其れに類似して居る。樹種は三百餘種に達して居るが、其の中有用樹種は針葉樹では朝鮮松、朝鮮樅、ダフリカマツ、朝鮮唐松、テウセントウヒ、タウシラベ、支那赤松、蝦夷松の八種で、何れも建築土工用材として貴重ならざるはなく、或は電柱に或は製紙用バルブ資材として必要缺くべからざるものである。又潤葉樹にありては針葉樹に比し其の數も多く蓄積量亦豊富であるが、有用樹種と目されるものはカウライ、ミヅナラ、シナノキ、滿洲楓、ヤチダモ、白樺、イタヤカヘデ、キハダクルミ、テウセンヤマナラシ、イヌエンジュ、ヤマナシ等で家具用材、礦床材、燐寸用材其の他各般の用途に利用せられる。

前記各樹種の混淆の割合は大體に於て針葉樹四分、潤葉樹六分の割合を示して居る。針葉樹中最も量の大なるは朝鮮松で蓄積の約五割を占め、樅、トウヒ類が約二割、其の他の樹種に至つては其の存立歩合は僅少である。潤葉樹にあつては樺、カシワ類、シナノキ、ハルニレ、ヤチダモ、白楊等が其の約七割を占め、之に次ぐものはクルミ、キハダ等である。

三 利用狀況

前記の如く滿洲には豊富な森林面積と蓄積量とを有するに拘らず、其の伐採量は僅々五百四、五十萬石を越えない。

惟ふに交通運輸の不便、政局治安の不安定、幣制の錯綜せること等に基因し、充分に資本を投下して伐採することの不可能なると、地理的竝に經濟的關係よりして近時著しく安價なる北洋材と米材とに壓倒せられ、漸次衰退して前記の如き數字を示すに至つたのであらう。然かも其の伐採されつつある地域も比較的至便の箇所のみで、其れを分別すると左の通である。

材 別	出材石數	材 別	出材石數
鴨 綠 江 材	一、二二八、一八八	吉 林 材	七四一、九八〇
北 滿 材	六二二、五九〇	間 島 及 琿 春 材	二四九、九二七
合 計			二、八三三、六八五

四 林業關係合辦事業

滿洲に於ける木材の取扱は主として本邦人と滿洲人との合辦事業に依つて行はれる。而して其の數は十六、之を所在地別に分ければ吉林省域三、新京二、哈爾濱七、安東縣二、海拉爾二であつて、各會社に於て掌る事業は伐採(一般用材、鐵道枕木、薪材、製紙原料)製材、製函、製樽、木材等の賣買及之に附帯する事業其の他委任經營及金融である。然し此の中良好なる成績を持續しつつあるは鴨綠江探木公司のみで、他は何れも從來の滿蒙特殊の政情竝に經濟的事情、就中近年稀有の銀價暴落及極度の木材界の不況に禍せられ其の業績は擧がらなかつたが、滿洲事變を契機として幾分曙光を認むるに至つた。

第三節 鑛 業

一 金

滿洲に於ける産金は殆んど砂金である。砂金は國內一帯に廣く分布せるも概して南方に少く北方に多い。滿洲採金の歴史は古く又産金地として數へらるる地は多いが、概ね交通不便なる僻遠の地で治安状態も悪く未だ大資本に依る企業の開発を見ない。従つて規模も小さく、採金法は尙掘起法、流水法等の原始的方法に過ぎない。歐洲大戰直後一時年産二十萬圓以上上つたと稱せられる時代もあるが、近年の産額は六百萬圓内外と推定せられて居る。埋藏量の如きも充分なる調査行はれ難く確實なる数字は不明であるが、北滿の砂金埋藏量三百五十萬兩説が稍信頼すべき推定である。金礦も各地に分布して居るが現在稼行中のものは殆んど無い。

黒龍江省は往古より支那第一の産金地として著はれ、清朝時代には露人の進出盛であつたが、日露戦役後官營とし採金者を支那人に限つた。産金地は漠河流域が随一の名あり、呼瑪爾流域、大黒河、法別拉河一帯、奇乾河、吉拉林河一帯、觀音山、大平溝地方、梧桐河流域、嫩江流域等之に次いで居る。吉林省にも産金地は頗る多いが最も開發を妨げられ、古くより有名な依蘭縣の三姓金礦も匪賊横行の爲中止して居る。依蘭縣の外樺川、穆稜、齊安の諸縣が儲量豊富で最も有望である。尙夾皮溝には滿洲に珍しき金礦脈が存在する。奉天省では遼河支流地方、緩河及大洋河流域、遼東半島、興城、綏中地方が主産地で礦脈良好なものがあるが、不振であり既に亂採久しきに亘つて老廢に陥れるものも多い。

二 鐵

鐵は石炭と共に滿洲産物の双壁であり、其の埋藏量は含鐵量三十六パーセント以上のもの約八億噸と推定される。元來滿洲の鐵礦石は大部分三十六パーセント乃至四十六パーセント内外の貧鐵で經濟的價値の低いものであつた

が、近年鞍山に於て磁化還元焙燒法が發明せられ、此の種赤鐵礦原鐵を噸當り一圓前後の費用を以て五十五パーセント程度の人工富鐵と爲し得るに至つた。將來若し技術の進歩に依り三十六パーセント以下の貧鐵をも經濟的に利用し得るの時は、滿蒙の鐵礦資源は十數億噸に達せんと稱せられる。鐵礦資源に恵まれず其の大部分を海外の供給に仰がねばならぬ我國にとつては洵に重大な意義深き存在である。

鐵礦主産地は殆んど奉天省殊に鞍山一帯及本溪湖附近に集中されて居り、現在稼行中のものは鞍山及廟兒溝のみと云ふも不可はない。兩者を合せた年採掘量は昭和元年乃至同五年の平均に於て九十三萬噸餘にして、之に依り年産約三十萬噸の鉄鐵を生産して居る。鞍山鐵礦は大戦中滿鐵が日支合辦の振興公司を設立して石灰石、粘土、硅石等の礦區と併せて獲得し、此の原料給源に依り鞍山製鐵所を起したるものにして、總埋藏量三億噸、西鞍山、東鞍山、大孤山、櫻桃園等十一礦區を含んで居る。現在大孤山の貧鐵採掘を中心とし一日二千五百噸の採掘能力を有する。廟兒溝鐵山は清朝時代より滿洲製鐵中心地として著はれたが、日露戦役後大倉組が日支合辦本溪湖煤鐵公司を設立して其の製鐵原料を之に求むるに至つた。礦區十二、大部分貧鐵であるが、現在は富鐵を一日二百五十噸内外を採掘して居る。その他弓張嶺は未だ探礦中に屬し、千西溝、八盤嶺、歪頭山、七道溝、大栗子溝、礦洞子等孰れも休業、未稼行或は休山中にして、朝鮮國境帽兒山附近及吉海沿線等に散在するものも纔に土法製鐵の原料として地方的需要を充すに止つて居る。

三 石 炭

石炭は滿洲産物の大宗にして其の分布は殆んど全土に遍く、總埋藏量約四十八億四百萬噸と推定される。炭田の數は大小七十、現在稼行中のものみにて三十を算する。總出炭量は年額約七百萬噸に上り、其の内我國及支

那、南洋方面に輸出せらるるもの三百七十萬噸内外、船舶用として約七十萬噸、殘餘が滿洲内國の消費に充てられる。輸出炭量は過去十年間に約四倍の増加を示し、其の東洋市場に於ける近年の活躍は目醒しいものがある。

撫順炭礦は滿鐵の經營に係り、礦區面積千八百萬坪、主要炭層の厚さは平均四十米、最厚百三十米に達する。其の埋藏量九億五千萬噸を超え、年産額は七百餘萬噸即ち總出炭量の七割以上を占め、其の半近くが古城子の露天堀より採掘されて居る。而して滿洲炭總輸出量の大半は撫順炭の占むるところである。生産費は極めて低廉で露天堀、坑内掘を總括平均するも噸三回見當に過ぎない。従つて生産額の割高な内地炭礦業者にとつては一大脅威であり、内地輸入高は昨年百六十五萬噸と制限されて居る。然し最近需給のバランスが漸く傾いて石炭輸入國に轉向せんとして居る我國にとつては、將來の工業的發展に對して非常な強みであり、今後滿洲の工業的開發の基礎を爲すものなることは言ふ迄もない。炭質は弱粘結性の瀝青炭にして揮發性に富み製鐵用炭には迎かないが、蒸汽用、家用、製陶用、家事用として最適當である。煙臺炭礦は撫順炭礦の支礦として滿鐵の經營するところであり無煙炭に屬するが出炭量は少い。本溪湖炭礦は本溪湖煤鐵公司の經營に係り、其の炭質は高度瀝青炭にして粘結性強く骸炭用に適し製鐵原料として最優秀なるものである。生産高は撫順に次ぎ年額五十萬二千噸を超える。舊張政權の官營企業たりし東北鐵務總局に屬する諸礦は其の總生産高第三位を占め、就中五湖嘴の無煙炭は良質で長江流域に迄販路を有する。東支鐵道の所有に係る札查諾爾炭礦は埋藏量三億噸と稱せらる、北滿第一の大炭礦であるが炭質は不良であり近年甚だ振はない。その他出炭高多きものに吉林省の穆稜炭礦、熱河省の北票炭礦、黑龍江省の鶴立崗炭礦あり、熱河省の新邱炭礦は埋藏量實に十億噸を超ゆるものと稱せられる。

四 油母頁岩

撫順の大炭層を百二十米の厚さを以て蔽ふ油母頁岩は埋藏量四十四億噸と推算され、含油率は平均六パーセントである。現在古城子の露天掘に依り剝離さるるものを原料として一日處理能力四千噸の製油工場を建設し、創業第二年たる昭和六年には重油四萬噸、主要副産物硫酸一萬五千餘噸を産出して居る。

五 其他の産業

滿鐵沿線の大石橋、大平山、海城の附近は殆んど無盡藏と稱せられる世界無比の菱苦土礦産地であり、其の品質も極めて良好で年産額五萬五千噸内外、其の約七割が原礦の儘日本内地に輸出せられ、主として製鋼用鹽基性爐の材料に用ひられて居るが、尙耐火煉瓦、建築材料リグノイド、金屬マグネシウム等の原料となる。又現在主として煙臺及五湖嘴に於て石炭の直下より、耐火煉瓦、陶器等の原料たる耐火粘土と共に産出される礬土頁岩はアルミニウム原料として將來重要なものである。更に滑石、苦灰石、石灰石、石膏、石綿、耐火粘土、長石、方解石、螢石等近世諸工業の重要原料であり、其他品質優良の非金屬礦物が豊富である。

第四節 水産業

滿洲は其の面積の廣大なるに比して海岸線短き爲、内水面漁業は沿海漁業に比し重要な地位を占めて居る。即ち沿海漁獲高は最近の調査に依れば約二百萬貫乃至五百萬貫で、内水面漁獲高は最近の數字を缺くが從來約五百萬貫以上を示して居る。然かも内水面漁業は沿海漁業と異なり未だ充分な發達を遂げて居ないもので、其の將來は内地の開發に伴ひ有望なるものがある。其の内南滿河湖の産額は年三十三萬貫前後に過ぎざるに對し、北滿は各大呼及呼倫湖、貝爾湖、鏡泊湖、興凱湖等に鯉、鮒、鯰、草根魚、白魚、狗魚、鱈魚、鱈魚、鱈魚等約四百七十五萬貫に上る。

夏季は高温の關係上水産物の貯藏輸送が困難なる爲漁業不振にして單に地方的消費に充てらるるに止るが、冬期は頗る盛大で凍魚として全滿洲から北支那地方にまで供給せられる。其の集散地は滿洲里、哈爾濱、齊々哈爾、新京等である。然し全體として滿洲の漁業は到底三千萬人口の需要を充すに足らず大半は輸入に仰いで居る。

第五節 工業

滿洲は工業發生の要因となるべき動力、勞力及土地を完全に具備して居る。然るに舊來僅に搾油、製粉、醸造等主として農産物を原料とする小規模の手工業を見たるに過ぎなかつたが、我國が露國に代り滿蒙開發の施設を行ふに及んで、邦人の手により關東州及南滿洲鐵道沿線を中心として各種の近代機械工業の勃興を招來し、爾來製油、製粉、醸造の三主要工業を始め、製鐵業、機械工業、炸藥製絲業、綿絲布業、毛織業、製麻業、製紙業、燐寸製造業、油母頁岩工業、曹達灰工業、硫安製造工業、石鹼製造業、硝子製造業、セメント石灰製造業、煉瓦製造業、煙草製造業、皮革工業及電氣、瓦斯等各種の工業漸次發達するに至り、殊に硫安及製鐵等の工業にあつては既に滿鐵を中心として滿洲化學工業株式會社、昭和製鋼所等設立せられ、共に昭和九年末より同十年初頭の間に操業開始の運びに至るなど將來期して俟つ可きものが甚だ多い。

滿洲の工業に付ては關東州及鐵道附屬地以外全般的に示すべき統計なき爲其の詳細を知ることが不可能であるが、滿洲工業の大部分が關東州及鐵道附屬地に在るを以て此等兩地の態様に依り略其の大勢を知ることが出来る。

各種工業會社數及資本調(昭和七年)

種類別	關東州		鐵道附屬地		計	
	會社數	拂込資本金 又は出資額	會社數	拂込資本金 又は出資額	會社數	拂込資本金 又は出資額
紡織工業	一五	二、三三〇、〇〇〇	六	一、九一八、二〇〇	二一	四、二四八、二〇〇
金屬工業	一五	九八一、〇〇〇	二	一〇四、〇〇〇	一七	一、〇八五、〇〇〇
機械及器具工業	一七	二、一二四、六〇〇	四	六〇二、〇〇〇	二一	二、七二六、六〇〇
化學工業	七三	一、七三一、五〇〇	二九	七、二六一、〇〇〇	一〇二	一八、九九二、五〇〇
食品工業	五三	四、〇三九、八〇〇	二九	三、七二二、二〇〇	八二	七、七六二、〇〇〇
雜工業	一一三	九、〇八七、〇〇〇	五三	三、八〇一、一〇〇	一六六	一二、八八八、一〇〇
特別工業	二三	一、三〇〇、〇〇〇	九	三、〇八七、五〇〇	三二	四、三八七、五〇〇
合計	二八八	六一、五九三、九〇〇	一三二	二〇、四九六、〇〇〇	四二〇	八二、〇八九、九〇〇

工業企業資本累年比較

年次	關東州		鐵道附屬地(及領事館所在地)		計	
	會社數	拂込資本金 又は出資額	會社數	拂込資本金 又は出資額	會社數	拂込資本金 又は出資額
昭和五年末	二六六	六二、六五九、三〇〇	一三〇	三一、六七〇、〇〇〇	三九六	九四、三二九、三〇〇
同 六年末	二七五	六二、四七八、四〇〇	一三八	三三、一一九、一〇〇	四一三	九五、五九七、五〇〇
同 七年末	二八八	六一、五九三、九〇〇	一三二	二〇、四九六、〇〇〇	四二〇	八二、〇八九、九〇〇

右表の如く一社當り平均資本額は漸次減少の過程を經、昭和七年末現在の工業會社数は四百二十社、資本額八千二百八萬九千九百圓にして、之を同六年末に比すれば會社數に於て七社を増加し、資本額に於て千三百五十萬七千六百圓の減少を示して居る。

工場數及生産額累年比較

年次	工場數		計	資本金	生産額
	原動力を用ひるもの	原動力を用ひざるもの			
昭和五年末	五六〇	二八七	八四七	三二四、三二二、〇一七 ^圓	一〇三、九八四、八八七 ^圓
同 六年末	五六七	二六一	八二八	三八九、一七七、二一九	八九、八八〇、三九〇
同 七年末	五九五	二九九	八九四	二三六、〇二六、四一七	一二三、三九七、五五八

(備考) 本表は職工一日平均五人以上を使用する工場を示す

昭和七年末現在に於ける工場數八百九十四、生産額一億二千三百三十九萬七千五百五十八圓を前年に比較すると工場數に於て六十六、生産額に於て三千三百五十一萬七千六百六十八圓の増加を示して居る。而して主要生産物中前年に比し生産價額の増減率の最も甚しかつたものは鉄鐵の五割七分、煉瓦の九十割弱、製材の十三割四分、豆油の二割一分等の増加、紙の九割二分、麥粉の八割等の減少である。

尙北滿に於ける工業は主として油房業、製粉業で概ね東支鐵道沿線及附屬地内に存在し、殊に哈爾濱に集中して居る。而して此等北滿工業界も油房業が原料大豆安に惠れてかなり活況を呈した外、南滿同様不振裡に經過して居る。

第八章 商業、貿易、金融及幣制

第一節 商業

一 概況

滿洲に於ける商業組織は主要都市及貿易港に於けるものは近代的形態を備へて居るが、其の他は新舊混淆し殊に蒙古地方の如き未開化地に於ては今尙隊商撥子制度に依る物々交換が行はれて居る。滿洲に於ける主要なる企業經營は比較的規模の大なるものは外國人殊に邦人の手に依つて行はれて居るものが多いが、小商業に至つては滿洲人が其の獨特の市場組織と同業組合制度と統制力と質實勤勉とを以て逐年優勢の地歩を固めて居る。

二 邦人の商業

滿洲に於ける邦人の商業は昭和八年末會社經營に依るもの丈でも其の數七百七十三、資本九千五百餘萬圓に達し、其中金融業が主位を占め、物品販賣業、土地建物賃貸業、仲買委託賣買及賣買仲立業及貿易業等に次で居る。此等の邦人の商業は從來世界的不況の普遍的原因以外に、滿洲舊官憲の施政及經濟組織から來る諸原因に禍せられて不況に沈淪して居たが、滿洲國の成立により舊政權の壓迫を脱すると共に、中央銀行の設立に依り幣制の統一せられるに至つたので從來に比し取引上少からざる便益を得るに至つた。唯小商業に於ては前述の通り獨特の取引制度及特質を以て比較的少額なる資本を巧に運用し、頗る根強い發展振を示して居る等滿洲商人に及ばざるものがある。尙邦人の商業に關する施設を記述すれば左の通である。

商工會議所 邦人の商工會議所は大連、奉天、營口、安東、鐵嶺、新京及哈爾濱の七箇所に設置せられて居る。各種組合 關東廳及滿鐵關係者十數萬人を購買者とする購買組合及消費組合は世界大戰に依る物價騰貴と在滿邦商の利己的營業に對する對策として設立せられたのであるが、近時邦商の窮迫著しきに連れ其の撤廢運動を見るに至つた。尙滿洲輸入組合は本邦商品の輸入増進及在滿邦商の發展を圖る爲邦商に依て關東州、滿鐵沿線各地及吉林、哈爾濱等の十七都市に之を設置せられたもので、事業の一として共同仕入と低利資金の融通等を爲し目的の貫徹に努めて居る。

取引所 滿洲に於ける邦人取引所は大連、新京及奉天の三官營取引所と、大連株式商品及安東の二民營取引所である。而して官營取引所に於ける上場物件は大豆、豆粕、豆油、高粱、錢鈔等で、民營取引所中、大連株式商品取引所は有價證券(株式)、綿絲布、麻袋及麥粉、砂糖等で、安東取引所は有價證券、鎮平銀、豆粕及大豆、粟等である。倉庫業 滿鐵は其の附帶事業として沿線三十一驛に倉庫事業を經營して居る。其の他は大連、奉天、旅順、吉林、鄭家屯、營口、鐵子窩等に設置あるも、入庫貨物總數の九割八分は滿鐵の占むるところである。

三 滿洲人の商業

滿洲人の商業狀態を概観すれば大部分一定の店舗を有して商取引に従事し、小賣商、卸賣商、仲立商に大體分類し得る。而して其の商業組織の特色は共同經營であつて、單純經營より遙かに多數を占めて居る。斯様に共同商業組織が發達した理由は、支那に古來存したる衆子均分法の相續制度等に因る商業資本の分割を防止せんとするに端を發したもので、通常會館、公所、聯號等と稱せらるる特殊組合の形態を有する。而して右は共同利益擁護の爲の商業團體であつて、同業者間の競争を抑制し仕入販賣を協助し以て誠實なる取引を助長せしむるに妙を得て居る。尙

此等の共同組織は更に轉化して商會及總商會として發展するに至つた。即ち總商會と商會は大體我が商工會議所と同様の職能を有する國民政府時代公布の商會法に基く商團體であるが、現在東三省中に七十六團體あり、又滿鐵附屬地商務會通則により滿鐵の監督下にある華商商務會が十三團體ある。

四 外國人の商業

外國人の商業としては南滿に於ける英國及米國並に北滿に於ける露國を除き他は餘り見るべきものがない。然かも其の勢力は英米が石油販賣業及煙草販賣業に於て目醒しい活躍をして居るが、他は日本の勢力に比し極めて微少なものであつて、唯僅かに北滿地方に於て露國が特殊の勢力を有つて居るに過ぎない。

第二節 貿易

昭和八年に於ける總貿易額は九億六千四百萬國幣圓(單位百萬國幣圓、以下單位略す)で、前年の九五六に比し八の増加を示して居る。又輸出額に於て昭和八年の四四八は前年の六一八に比し三割三分の減少であるが、輸入額に於て昭和八年の五一六は前年の三三八に比し五割三分の増加を示して居る。而して昭和八年中の總貿易額を南滿、北滿及東滿の三方面に區分して其の割合を観るに、南滿貿易額は九割五分、北滿及東滿は二分の割合となつて居る。而して之が取引狀況を観るに北滿及東滿貿易は専ら露西亞及朝鮮との間に行はれ、日本内地及諸外國との貿易は前記割合の示すが如く、總貿易額の殆んど全部が南滿三港を通じて交易せられて居る。今外國貿易に於ける五百萬國幣圓以上の主要貿易品を擧ぐれば、輸出品に於て大豆一六九、豆粕五八、石炭四七、豆油一八、粟一五、生鐵及柞蠶糸一〇、其の他豆類及落花生九、綿糸及高粱七、胡麻子五等であつて、前年に比し胡麻子は四十割、落花生は一割二分夫々増加

伊太利	一、八五五	二、二一〇△	三五五	四五九	一五〇	三〇九
白耳義	二八一	一、五〇九△	一、二二八	一、二九一	九〇五	三八六
佛蘭西	二、五四八	三、〇七四△	五二六	七七九	一、一四△	三三五
比賓	一、三五二	二、〇二〇△	六六八	五二	三七	一五
濠洲	一四	五	九	五、八三二	二、〇七一	三、七六一
其	四、八二九	四、四一八	四一一	六、三九一	二、五〇八	三、八八三
合計	四四八、四七八	六一八、一五七	一六九、六七九	五一五、八三二	三三七、六七三	一七八、一五九

第三節 金融

一 概況

滿洲國の金融機關は由來錢莊と稱する兩替商より發達して預金、貸付及爲替業務を營むに至り、更に進化して名實共に近世式の銀行が起るに至つた。此の進化の道筋は東西先進國の銀行發達史と例を同じうして居る。然し現在に於ては錢莊の中にも錢舖と稱し單に兩替をするに留まるものあり、滙兌莊、銀號、錢號、錢莊、公司と稱し爲替又は金銀通貨(錢鈔)取引所の取引を營むのもの、若は預金貸付をも併せ營むものあり、又本來元寶銀の鑄造を營むべき銀爐と稱し乍ら、現銀の鑄造とは無關係に營口の過爐銀の如く預金振替制度に營業の根據を置くものあり、此等は舊式蕪雜なる比較的小規模の金融機關たる故を以て廣義の錢莊と言ふ觀念に總括し得ると思ふのであるが、此の

他に又約十年前より發生せる特殊の金融機關として儲蓄會なるものもある。又新國家の中央銀行成立前迄は名省に官銀號と稱する大規模の省立紙幣發行の金融機關があり、此の他に名實共に銀行と稱する中國、交通、邊業、世合公其の他の近世式機關が有つた。従つて新國家成立後と雖も先進國の如く未だ銀行と云ふものに統一されて居る譯ではない。然るに昭和七年三月新國家成立に伴ひ滿洲中央銀行組織辦法の施行に依り、上記の中各省官銀號(東三省官銀號、黑龍江省官銀號、吉林永衡官銀號)及張學良の所有とも言ふべき邊業銀行を合併し、同年六月十一日滿洲中央銀行法の公布と同時に新貨幣法の發布あり、越えて七月一日本法に基いて新に滿洲中央銀行の開業を見るに至つた。是は畢竟舊式の機關銀行が統一されて近世式の中央銀行に急速の進化を遂げた譯である。

二 新國家成立前の東北主要金融機關

新國家成立前に於ける滿洲側主要金融機關の概要は左の通である。

名 稱	公稱資本金 千元	世合公銀行	同	三七五
東三省官銀號	奉大洋 二〇、〇〇〇	林業銀行	同	二〇三
吉林永衡官銀號	定款に規定せず	滙華銀行	同	一、〇〇〇
黑龍江省官銀號	現大洋 二〇、〇〇〇	益發銀行	現大洋	二〇〇
邊業銀行	同 二〇、〇〇〇	益通銀行	同	一、〇〇〇
中國銀行	同 二五、〇〇〇	惠業銀行	同	一〇〇
交通銀行	同 二〇、〇〇〇	金城銀行	同	七、〇〇〇
遼寧商業銀行	同 一、〇〇〇	東遼實業銀行	同	一、五〇〇

東省國貨銀行	同	五〇〇	當舖(質屋無數)	現大洋	約三、五〇〇	千元
錢莊(無數)	現大洋	約五、〇〇〇	儲蓄會(數社)	同	約三、〇〇〇	
營口銀爐(五軒)	過爐銀	約三、五〇〇				

三 滿洲中央銀行の要旨

昭和七年六月十一日法律の公布を見、同年七月一日より開業したる滿洲中央銀行の概要を摘記すれば左の通である。因みに括弧内に第何條と記せるは滿洲中央銀行法の當該箇條である。

- 第一 資本金 銀三千萬圓(第四條)
- 第二 組織 株式會社、記名式、一株百圓、當初半額拂込、合計三十萬株(第一、四、七條)
- 第三 目的 滿洲國內通貨の統制(第一條)
- 第四 滿洲國政府引受株數 五萬株乃至總株數の半額(第八、九條)
- 第五 營業種目(第十、十四、十五、十七條)
 - 一 國庫金の取扱及地方團體公金取扱事務の代理
 - 二 貨幣法の定むるところに依る貨幣の製造及發行
 - 三 政府發行の手形、爲替手形、商業手形の割引又は買入
 - 四 金銀塊、外國通貨を擔保とする貸付
 - 五 金銀塊、外國通貨の賣買

- 六 諸預り金及當座貸越
- 七 金銀塊、外國通貨、貴重品並に諸證券類の保護預り
- 八 公債證書、政府發行の手形、政府保證の各種證券を擔保とする貸付
- 九 確實なる擔保ある貸付
- 十 平常取引約定ある諸會社、銀行又は商人の爲の手形取立
- 十一 爲替及荷爲替
- 十二 國債、地方債及政府指定の有價證券の買入並に財政部大臣の認可を受け公共團體及金融合作社聯合會に對する無擔保貸付
- 十三 政府の許可を得たる借入金
- 第六 營業上の制限(第十一、十二、十三、十八條)
 - 一 營業上必要以外の動産、不動産の買入禁止
 - 二 債務辨済の爲引受けたる動産は六月及不動産は一年以内に賣却を要す、但し政府の許可を受けたる場合は之を延期することを得
 - 三 自行株券の取得又は質權の目的としての受入禁止
 - 四 自行役員及使用人に對する貸付禁止
 - 五 中央銀行法定以外の營業禁止
- 第七 役員(第十九、二十、二十四條)

總裁一人、副總裁一人、理事五人以上、監事三人以上
任期 正副總裁五年とし政府任命、理事四年とし百株以上を所有する株主中より株主總會選舉、政府任命、監事三年とし五十株以上を所有する株主中より株主總會の選任とす、(役員の兼業は政府の許可を要す)
第八 業務組織(第二十五、二十六、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五條)

一 正副總裁は銀行を代表し行務を執行す
二 本店に正副總裁、理事を以て理事會を組織し、重要行務を決議す、之に對する意見の具申機關として主要支店に地方委員會を設くることを得

三 正副總裁、理事及監事は役員總會を組織し重要事項を決議す

四 滿洲中央銀行は毎年二回通常株主總會を開き又臨時株主總會を開くことを得

第九 積立金(第三十六條)

一 缺損補填積立金 純益の百分の八以上

二 配當平均積立金 純益の百分の二以上

三 一般積立金 純益の百分の二十以上

第十 納付金(第三十七、三十八條)

株主配當利益金額が拂込資本に對し一年一割以上のときは超過額の四分の三を政府に納付す

株主配當が政府以外の株式拂込金に對し一年六歩以上の場合は政府及一般株主に平等に配當す

第十一 配當保證(第三十九條)

一般株主配當六歩未滿の年は創立後五年間を限り政府之を補給す

第十二 監督(第四十、四十二、四十三條)

政府は滿洲中央銀行監理官を置き銀行一般事務を監理し又業務の監督上必要なる命令を發す、又銀行は毎月一回營業狀況を政府に報告す

第十三 經過規定(第四十四、四十五條)

合併銀行號從來の業務は一年間繼續することを得

創立第一回の理事及監事は特に政府が任命し此等の役員は持株を要せず

此の外別に大同元年敕令第四十五號を以て施行された監理官章程なるものがあり、滿洲中央銀行の業務は財政部大臣又は同部理財司長の任命する政府の監理官に依つて監督せらるることになつて居る。而して開業以來未だ二期の決算を経たるに過ぎざるも、成績極めて良好にして第一期(昭和七年末)三十六萬二千圓、第二期(昭和八年六月末)五十一萬三千圓の純益を擧げ極めて順調に發展して居る。

第四節 幣 制

一 概 況

滿洲國建國前滿洲に於ける通貨は支那に於けると同様最も複雑多岐を極めたものである。銀、銅の各種硬貨があり、一部兌換券があり、又昔、銀銅の兌換券より生じた雑多の不換紙幣があるけれ共、銀、銅との間、不換紙幣相互の間は勿論本位貨と補助貨との間又現銀と其の兌換券との間にさへ、我が十進法の如く一定不動の換算率があつた譯では

ない。又其の種類に依り用途も流通區域も相違すれば、硬貨の形状も亦圓形のものがある一方、馬蹄型其の他の小錠さへもある。紙幣に至つては各省官銀號發行のもの及一般銀行發行のものにさへ雑多なものがあつた。然かも猶地方團體、一私商の發行せるものさへ絶滅せぬ有様であつた。其の他此の間に關東州及滿鐵附屬地を流通の根據地として、滿洲國內に流入せる我が朝鮮銀行金票と横濱正金銀行鈔票と我が補助貨幣とがある。斯くの如き有様なれば邦人は勿論滿洲國人でさへ自己の居住往來せる地方を除けば、他の滿洲國全部に亘る通貨を鑑別することが出来ぬ状態であつた。況んや貨幣の性質、内容、發行高等は舊政權の極端な秘密主義に依り専門研究家でさへ真相を捕捉することは困難であつた。然るに昭和七年三月滿洲國の成立に伴ひ、同年六月十一日貨幣法の公布あり、更に之に伴ひ同年七月一日以降舊貨幣整理辦法及法定換算率の施行に依り、在來の滿洲固有通貨は元寶銀、小洋錢、舊銅元を除く外は原則として二年間新國幣に對する法定換算率を以て一種の補助貨たる取扱を爲さるるに至り、制度上漸く第一段の統制を實現せらるるに至つた。是は新國家成立前迄紊亂を極めた滿洲貨幣制度に黎明を告ぐるものと云ふべく、新國家草創の際善政の第一に數へらるべきものであらう。

二 滿洲國の新貨幣法

滿洲國の貨幣法は昭和七年六月十一日、滿洲中央銀行法の公布と同時に施行されたものである。滿洲國の法貨たる本體即ち其の性質は純銀の量目二三・九一瓦を以て圓と稱するところの紙幣であつて、此の量目は從來より流通せる支那の法貨たる現大洋と略同一である(第二條)。此の貨幣發行權は政府に屬し滿洲中央銀行をして行はしめるものであるが(第一條)、滿洲中央銀行は此の紙幣發行高に對し三割以上の金銀塊の確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金を現金準備とし(第十條)、殘額に付ては保證準備を要する定めである(第十一條)。開業以來昭和九

年六月末に於ける國幣の發行高は一億五十四萬圓餘であるが、其の現金準備は當初より優に規定の三割以上六割内外に上つて居る。以上の滿洲國幣制の本質を要約すると、銀本位管理通貨にして世界最新の制度と言ふことが出来るだらう。又法貨なるが故に舊通貨と異り用途は固より無制限である。流通區域は滿洲國全土たることは贅する迄もない。國幣の種類は本位たる紙幣に於て百圓、十圓、五圓、一圓、五角を無制限法貨とし、他に補助貨として白銅貨一角(量目三瓦、ニッケル二五、參和銅七五)、五分(量目二瓦、ニッケル銅割合同上)の二種及青銅貨一分(量目三・五瓦、銅九五錫四亞鉛一)、五厘(量目一・五瓦、割合同上)の二種あり、此等の補助硬貨のみは其の額面百倍迄の制限法貨たる定めである(第五條)。此等の補助貨が本位貨に對し完全に十進法を以て行はるることも亦勿論である(第三條)。此の新國幣の鑑別特徴は本位たる紙幣に於て昭和七年七月一日以降二年間、新紙幣の印刷完了する迄一時的便法として從來の東三省官銀號及邊業銀行の現大洋票面に「滿洲國中央銀行」の文字記入及總裁の捺印を以て代用されたが、其の後既に國旗及滿洲國中央銀行の文字並に總裁の捺印を以てせる新紙幣が出来流通して居るので、此の點併せて鑑別の特徴とせらるる譯である。新補助硬貨も亦、白銅貨は昭和八年五月二十日より、青銅貨は同年八月一日より流通して居る。而して此の滿洲國々幣の確固不動なる地位は新國家と共に永遠なる譯だが、從來より流通せる固有通貨の處置方法としては貨幣法第十四條に基き、別に昭和七年七月一日より施行された舊貨幣整理辦法及法定換算率の實施に依り、十進銅元の五年、中國及交通兩銀行哈大洋の五年を除く外原則として二年間(昭和九年六月末期限を更に一年延長す)新國幣に對し一種の補助的紙幣として流通を許されて居る。此の法定換算率は後に舊通貨個々の説明に添記する通であるが、右整理辦法第一條に依り流通を禁止された從來の鑄貨即ち法定換算率の公布なき元寶銀、小洋錢、舊銅元の類は當分地銀銅塊として流通を默認せらるるに過ぎない。此の外新國家

は昭和七年四月三十日従來の現大洋票發行の機關たりし遼寧四行號聯合發行準備庫整理辦法なるものに依り之が解散を處置した一方、更に越て同年七月五日敕令第五十三號を以て従來絶滅せざりし個人商又は地方團體發行の私帖其の他紙幣類似證券の取締を講じて居る。

尙茲に滿洲國新國幣の純分量目に對し従來滿洲に流通せる支那の本位貨たる現大洋及我が正金銀行鈔票の基礎たる圓銀の純分量目を比較すれば左の通である。因みに庫平一錢の換算率は三・七三疋、又一グレイン〇・〇六四七九八五瓦と換算せるも、庫平に對する換算率が實際上確定せぬ譯があるから〇・〇一瓦程度の差は免れぬ。加之支那は昭和八年三月十日より新に銀本位幣鑄造條例を施行し、其の法貨たる銀元の量目も次の如く異つて來た。

種 類	總 量 目	品 位	純 量 目 (瓦)
滿洲國々幣			二三・九一〇
支那現大洋	庫平七錢二厘	八九〇	二三・九一二
支那新銀元	二六瓦六九七一	八八〇	二三・四九三四四八
日本圓銀	四一六グレイン	九〇〇	二四・二六〇強

三 滿洲在來通貨の要領

滿洲中央銀行に業務を繼承された前記四行號の舊紙幣發行高は繼承當時國幣一億四千二百二十三萬四千八百八十一圓であつたが、此等は既述の如く本來の有効期間を更に一年間延長したに過ぎない。又昭和九年六月末迄に回収された額は一億三千二百三十五萬一千三百七十圓である。此等の舊紙幣の外舊通貨に關し茲に系統別に滿洲在來の通

貨として従來より、而して今後も相當期間流通を認めらるるものの現在に於ける個々の要旨を説明すれば左の通である。

滿洲國固有の在來通貨

銀本位系統

一 硬 貨

元 寶 銀 (單位兩)

鑄造機關 昭和九年十月以降、鎮平銀の廢止に至るまでは上海に在る民間の銀爐にて鑄造したものを安東に在る公估局にて鑑定の結果を記したる價格に依り流通して居た。

性質 地方固有の秤にて衡り其の品位量目に依り計算せる價格を凹面に墨書して流通するところの所謂秤量貨幣であつたが、昭和九年十月一日以降廢貨となつた。

種類 一箇五十三兩五錢を標準とし小塊は稀に存して居るに過ぎない。

流通區域 滿洲では安東地方のみと云ふも差支なかつた。支那では之を鎮平銀と稱し他地の元寶銀と區別して居た。

用途 安東の山藪、木材、大豆、豆粕、豆油等の重要物産及同地の上海銀爲替の建値(上海兩千兩に付鎮平銀若干と建てる)であつた。

流通見込高 約百四十萬兩見當。

鑑別特徴 馬蹄型の銀塊。

昭和六年平均換算相場 金百圓に付百五十四兩。

滿洲國々幣一圓對法定換算率 鎮平銀七十兩二を國幣百圓にて回收するを法定換算率とする。因みに舊貨幣整理辦法に依り昭和七年七月一日以降、從來の鑄貨は流通を禁止されたのである。

現大洋 (別名、大洋錢又は銀元) (單位元)

鑄造機關 支那主要省の造幣廠。

性質 昭和八年三月十日以前に於ける支那の本位貨幣にして品位八九、總量目庫平七錢二厘、同年同月日より支那は銀本位幣鑄造條例を施行した。新本位貨幣は總量二六・六九七一瓦、品位千分の八八〇としたけれども、舊本位貨幣も暫定的に流通を認めらるることになった。

種類 一圓銀貨一種、但し其の模様及文字にて北洋銀、袁世凱、孫中山貨幣等に區別することを得る。新銀元の鑄造形態は未詳である。

流通區域 支那全土なるも從來より滿洲には市場流通高比較的少く、殊に北滿に至れば哈爾濱の錢莊で百元の現大洋を得ることさへ容易でない。

用途 元納稅商取引一切に用ひられたが、滿洲國成立後は昭和七年七月一日以降流通を禁止されて居る。當分單に地銀として流通を默認せらるるのみである。

流通高 昭和六年十月前後他の銀行號の保有高は算ふるに足らぬが、東三省官銀號及邊業銀行は合計約一千萬元を保有して居た。

鑑別特徴 袁世凱、孫逸仙等の刻像、宣統元寶、大清銀幣、北洋造等の文字、形狀は我が舊一圓銀貨と同大である。

昭和六年中平均換算相場

金百圓に付百十二元、現大洋票と殆んど變りがない。而して昭和七年七月一日發行の國幣に對する相場も殆んど同一と言ふも差支なからう。

滿洲國々幣對法定換算率

無、實際相場に依る。

小洋錢 (單位分)

鑄造機關 支那主要省の造幣廠なる廣東省鑄造のものが最も多い。

性質 現大洋の補助貨として生れたものであるが、其の後十進法行はれず事實上獨立して居る。國幣條例に依れば

二角の總量庫平一錢四四、一角の量目は此の半分、品位は七なる規定であるが、事實はより以下の惡貨である。

昭和七年七月一日以降滿洲國內に流通を禁止されたが、當分地銀として流通を默認されるところである。

種類 一角、二角が最も多く稀に半圓がある。

流通區域 關東州及安東地方。

用途 勞銀及下層階級の物價の建値。

流通見込高 約六百萬元見當。

鑑別特徴 現大洋に類せるも形體の大小及文字に依る。然し同一の一角銀貨に付ても色相音響に依り眞偽及價値の大小を決定せねばならぬ状態である。

昭和六年中平均相場 金百圓に付二千四百七十角。

滿洲國々幣對法定換算率 無、實際相場に依る。因みに滿洲國貨幣法十進制に依る白銅貨は昭和八年五月二十日より發行を始められ、昭和九年六月末現在一角九、三四一、二〇〇圓、五分七二〇、九〇〇

圓の發行を見て居る。

十進銅元(單位元)

鑄造機關 奉天造幣廠。

性質 新國家成立前途、單に現大洋票の補助貨として百枚一圓に換へられたが、昭和七年七月一日以降舊貨幣整理辦法に依り五年間新國幣に爲しても亦同様十進法が行はるるに至つた。即ち舊銅貨として完全に十進法を行はるる唯一の補助貨である。然るに昭和八年八月一日より新貨幣法に依る一分(錢)及五厘の青銅貨が併せて流通して居る。

種類 我が一錢相當の一分、一種のみ。

流通區域 法制上滿洲國全土なるも實は奉天省内に限らるるの状態である。

用途 從來現大洋票に追隨せるところなるも、新貨幣法規の施行に依り百枚を限り無制限法貨として凡ゆる用途に充當することが出来る。

流通高 不明なるも昭和五年度鑄造高三六、二〇九千枚。因みに新貨幣法に依る青銅貨の昭和九年六月末發行高は一分銅貨五十六萬七千六百十圓、五厘銅貨十萬一千二百二十圓である。

鑑別特徴 「一分」「東三省」の文字及旭日模様。

昭和六年中平均相場 現大洋票に追隨。

滿洲國々幣一圓對法定換算率 昭和七年七月一日以降五年間百枚。

二紙 幣

現大洋票(單位元)

發行機關 滿洲中央銀行成立前途東三省官銀號、邊業銀行、遼寧四行號發行聯合準備庫が何れも奉天に於て發行した。

性質 新貨幣法施行前迄は現大洋の制限附兌換券であつたが、新貨幣法規は兌換を規定せず單に三年間法貨として新國幣の代用たることを認めるに過ぎぬ。

種類 一圓、五圓、十圓の外、五角、二角、一角の補助券。

流通區域 制度上滿洲全土の筈なるも、從來主に奉天省の都會地方に多く流通を見た。

用途 納税、商取引一切なるも、舊貨幣整理辦法其他に依り昭和七年七月一日以降三年間と效力を限定せらる。

發行高 昭和六年十月末、東三省官銀號二五、八五一千元、邊業銀行七、八七六千元、準備庫六、三〇〇千元、合計四〇、〇二七千元。

鑑別特徴 「憑票即付國幣」、「東三省」又は「奉天」の文字。

昭和六年中平均相場 金百圓に付二百十六元。

滿洲國々幣法定換算率 昭和七年七月一日以降三年間平價。

奉大洋票(單位元)

發行機關 奉天の東三省官銀號、中國、交通の兩銀行であるが官銀號の分が最多であつた。

性質 不換紙幣。

種類 一圓、五圓、十圓、五十圓、百圓。

流通區域 奉天省。

用途 納税、商取引、但し新國家成立後昭和七年七月一日以降三年間効力がある。

發行高 昭和六年十月末現在約十億餘元。

鑑別特徴 「滙兌券」、「奉天」の文字、但し中國、交通兩行券には「滙兌券」の文字なく「此券按照奉天市價兼滙

上海規元」の文字を捺印してある。

昭和六年中平均相場 金百圓に付一萬一千二百三十七元。

滿洲國々幣一圓對法定換算率 五十元。

哈大洋票(單位元)

發行機關 東三省官銀號(東三省銀行合併)、邊業銀行、黑龍江省官銀號(前廣信公司)、中國銀行、交通銀行、吉

林永衡官銀錢號、各哈爾濱支店。

性質 昔現大洋の兌換券なりしも現に不換紙幣。

種類 一圓、五圓、十圓、五分、一角、二角、五角。

流通區域 哈爾濱、東支鐵道地帯、吉林、長春地方。

用途 納税、商取引。昭和七年七月一日以降三年間、中國、交通兩行の分は五年間効力がある。

發行高 昭和七年十月末現在約五千萬元。

鑑別特徴 「哈爾濱」の外、特に「監理官」の朱印がある。

昭和六年中平均相場 金百圓に付二百七十三元。

滿洲國々幣一圓對法定換算率 一元二五。

吉大洋票(別名、永衡大洋)(單位元)

發行機關 吉林永衡官銀錢號。

性質 不換紙幣。

種類 一圓、五圓、十圓、五分、一角、二角、五角。

流通區域 吉林省。

用途 主に納税及官吏の俸給。

發行高 昭和六年十月末現在に於て約一千百餘萬元。

鑑別特徴 「完納賦税滙兌流通」の文字。

昭和六年中平均相場 金百圓に付二百九十元。

滿洲國々幣一圓對法定換算率 一元三、昭和七年七月一日以降三年間効力がある。

因みに右の吉大洋よりも早く銀の兌換券として生じ、其の後不換紙幣化して大正九年以降吉林官帖一吊に對し一角と法定されて居たものに吉小洋(永衡小洋)なるものがある。昭和六年十月末現在に於ける其の發行高は約一千三百萬元、然し此の實際價值は小である。滿洲國々幣一圓に對する法定換算率は五十元。昭和七年七月一日以降三年間有効の定であつて、用途は官帖に追隨し種類は一分、五分、一角、二角、一元、五元、十元、五十元である。特徴は吉林永衡官銀錢號發行の小洋票たる表示とする。

江省大洋票(單位元)

發行機關 黑龍江省官銀號(前廣信公司)。

性質 哈大洋より轉化せる不換紙幣。

種類 一圓、五圓、十圓、一角、二角、五角。

流通區域 黑龍江省。

用途 納税、商取引。但し昭和七年七月一日以降三年間效力がある。

發行高 昭和六年十月末現在、約一千九百餘萬元。

鑑別特徴 廣信公司發行哈大洋票に「監理官」の朱印なきこと。

昭和六年中平均相場 金百圓に付三百元。

滿洲國々幣一圓對法定換算率 一元四。

三 紙幣類似券

通 爐 銀 (單位兩)

發行機關 營口固有の銀爐(公益銀號、世昌德、永惠興等)。

性質 銀爐預金に對する振替手形にして二日間無裏書流通、舊曆三、六、九、十二の各月初めに利息を附し現大洋を標準に決濟す。昔元寶銀を以てせるが故に此の名がある。然るに滿洲事變以後決濟不能に陥り整理を要することとなり、昭和八年末より禁止せらるるに至つた。

種類 振替手形に付金額無制限。五銀爐何れも大體同様なる手形帖を顧客(預金者)に交付してある。

流通區域 營口地方。

用途 特産物及綿絲布の大口取引並に上海銀爲替の建値。

發行高 昭和六年十月末現在に於て約一千八百萬兩見當。

鑑別特徴 三聯單式、振出人は存根を留め票根を自己の預金銀爐に送致し支票を相手方に交付する。

昭和六年中平均相場 金百圓に付四百七十六兩。

滿洲國々幣對法定換算率 無、實際相場に依る。

私 帖

本來錢莊又は個人商店發行の一覽拂手形を稱したものであるが、今日其の流通は稀である。唯奉天事變後金融梗塞の爲各地方團體に於て流通券其の他の名稱に依り紙幣類似券を發行したが、此等は昭和七年七月五日教令第五十三號を以て取締られることになつて居る。

二 銅本位系統

一 硬 貨

制 錢 (單位吊)

我が寛永通寶に似た穴開き錢であるが、現在は流通を見ない。

銅 元 (單位分)

現在當十文(我一錢銅貨相當)當廿文(我二錢銅貨相當)のものが流通して居るが、他の貨幣の何れに對しても十進法行はれず、換算相場異り、然かも端數計算に用ひられて居るけれども支那本部に比較し流通額も餘り多くない。従つて取引所の相場も建たず、滿洲國々幣に對しても亦法定換算率なきのみならず貨幣として流通を禁止されたのであるが、當分單に地銅として流通を默認せらるるに過ぎない。

二紙 幣

吉林官帖(單位吊)

發行機關 吉林永衡官銀錢號。

性質 昔、制錢本位若は銀本位のこともあつたが現在不換紙幣。

種類 一吊、二吊、三吊、五吊、十吊、廿吊、卅吊、五十吊、百吊等あるも小額券は稀である。

流通區域 吉林省。

用途 納税、商取引一切に用ひらるるも、昭和七年七月一日以降三年間有効の定である。

發行高 昭和六年十月末現在、一〇、一六五、〇〇〇千吊。

鑑別特徴 「吉林」「憑帖取錢〇〇吊整」の文字。

昭和六年平均相場 金百圓に付七萬七千四百十吊。

滿洲國々幣一圓對法定換算率 五百吊。

黑龍江官帖(單位吊)

發行機關 黑龍江省官銀號(前廣信公司)。

性質 吉林官帖に同じ。

種類 吉林官帖に同じ。

流通區域 黑龍江省。

用途 吉林官帖に同じ。

發行高 昭和六年十月末現在、一〇、七二七、八七〇千吊。

鑑別特徴 「黑龍江」「憑帖取錢〇〇吊整」の文字。

昭和六年平均相場 金百圓に付三十萬一千二百六十八吊。

滿洲國々幣一圓對法定換算率 一千六百八十吊、三年間有効。

銅元票(單位枚)

發行機關 奉天公濟平市錢號。

性質 昔銅元本位なりしも現在不換紙幣。從來より奉大洋票一圓に對し百二十枚を法定換算率として居る。故に奉

小洋の名があり従つて奉票の名に總括することを得る。

種類 五枚、十枚、廿枚、五十枚、百枚。

流通區域 奉天省。

用途 納税、商取引、但し昭和七年七月一日以降三年間有効の定である。

發行高 昭和六年十月末現在に於て約六十萬元。

鑑別特徴 「奉天公濟平市錢號」「銅元〇〇枚」の文字。

昭和六年平均相場 金百圓に付一萬三千四百八十四枚。

滿洲國々幣一圓對法定換算率 百枚票を六十枚。

四庫債券(單位圓)

發行機關 黑龍江省官銀號(前廣信公司)。

性質 不換紙幣、黑龍江帖百廿吊を以て本券一圓に換算するを從來よりの法定換算率とし、年二回四厘の利息を官帖を以て支拂つて居たものである。

種類 一圓、五圓、十圓。

流通區域 黑龍江省。

用途 納税、商取引、但し昭和七年七月一日以降三年間有效。

發行高 昭和六年十月末現在、三九、九五五千圓。

鑑別特徴 「黑龍江廣信公司」「週年四釐債券每圓作拾貳角」の文字。

昭和六年中平均相場 金百圓に付三千六百十五圓。

滿洲國々幣一圓對法定換算率 十四元。

滿洲國の外來通貨

一 銀本位

一 硬貨

圓 銀 (單位圓)

鑄造機關 橫濱正金銀行。

性質 明治三十年廢貨となれる我が一圓銀貨にして、品位九百、量目四百十六グレイン、鈔票の發行準備と認められて居る。

種類 一圓、銀貨一種。

流通區域 滿洲一圓なるも主に大連地方に若干見受けられる。

用途 大連及新京に於ける我が關東廳取引所の特産建値は圓銀と規定され、事實は鈔票を用ひられて居る。

流通高 未詳。

鑑別特徴 菊花御紋章及「壹圓」と刻印されて居る。

昭和六年中平均相場 鈔票に同じ。

圓 銀 (單位弗)

墨西哥政府の鑄造せる圓形銀貨なるも滿洲に流通せるものは殆んどない。

二 紙幣

鈔票 (單位圓)

發行機關 橫濱正金銀行大連支店。

性質 法令上銀及金の準備を二分の一とし、我が一圓銀貨を基礎として發行せる兌換券なるも、又一覽拂手形の名がある。

種類 一圓、五圓、十圓、百圓、十錢、二十錢。

流通區域 主として大連、新京、奉天、營口、吉林地方。

用途 大連及新京に於ける關東廳取引所の特産及錢鈔建値並に大連滙申(上海向銀爲替)の呼値として用途堅實である。

發行高 昭和六年十月末現在に於て約千二百萬圓。

鑑別特徴 横濱正金銀行の銀券たる表示、但し大連牛莊の如く滿洲支店發行の文字ある事を要件とする。因みに大連支店が滿洲の總發行店となつて居る。

昭和六年中平均相場 金百圓に付二百十三圓。
滿洲國々幣對法定換算率 無、實際相場に依る。

軍用手票(單位圓)

日露戰爭當時軍費支拂の爲我が政府より發行したものであるが、其の後之を正金銀行に引續ぎ、其の小額券は今尙鈔票の補助貨として若干流通して居る。其の種類は十錢、二十錢、五十錢の外、一圓、五圓、十圓にして我が政府の軍用手票たる表示ある事を特徴とする。

二 金本位

一 硬貨

日本補助貨(單位錢)

朝鮮銀行發行金票の補助貨として日本内地現行のものが其の儘日常取引の端數計算に用ひられて居る。唯特異とする點は此の銅貨が十進法を以て鈔票の補助貨に行使せられて居ることである。

二 紙幣

金 票(單位圓)

發行機關 朝鮮銀行。

性質 仕拂準備は同額の金貨、日本銀行券、地金銀たる事を要し、此の上に最高金五千萬圓迄の保證準備發行を許

されて居るが、之れ以上の發行超過額には年五歩の發行税を課せられる。大正六年十二月以降關東州及滿鐵附屬地に於ける我が無制限法貨である。

種類 一圓、五圓、十圓、百圓、此の外十錢、二十錢、五十錢の支拂手形もあるが現在では稀である。

流通區域 關東州及滿鐵附屬地の外、哈爾濱、間島地方及鮮滿何れにも流通するが日本内地には流通しない。

用途 金計算に屬する納税、商取引一切之を用ひぬ邦人は無いと言ひ得る。

發行高 昭和六年十月末現在に於て約七千六百萬圓なるも、滿洲流通高は普通三千萬圓内外の見込である。

鑑別特徴 朝鮮銀行券たる表示。

換算相場 朝鮮銀行に於て日本銀行券と平價に交換する。但し隔地間の爲替には爲替料を徴收する事勿論である。

第九章 交通及通信

第一節 交通

一 鐵道

滿洲の交通は古くより道路と河川即ち船車に依つて支配せられ、近代文明の先驅者たる鐵道の敷設せられたのは十九世紀の末葉であつて、之より十年を経た千九百七年に三大幹線路たる南滿、中東、奉山の三鐵道完成せられ、其の後千九百二十五年迄に齊昂、吉長、溪城、四鄭、天圖輕便、四洮、穆稜の各鐵道が漸次敷設された。當時支那は列國の壓迫下に在り、此等鐵道の多くは外國の資本及技術に依つて成つたものであつた。然るに千九百二十五年以

條件として我國に於て投資権を得た吉會鐵道の一部を成すもので、吉林省東部の豊富な林産地と水田可適地を有し、吉長鐵道と相俟つて吉林材、農産物等の輸送に當つて居る。

吉長鐵道は吉林、新京間百二十七軒七八の日本借款支那國有鐵道であるが、本線は吉敦鐵道と合併せられて吉長、吉敦鐵道となり、共に大正七年以來滿鐵の委任經營の下にあつた。

金福鐵道は金州、城子驢間百二軒の路線で日支合辦で敷設され、農産物、水産物殊に製鹽の搬出路として期待されたが肥沃なる背後地の少きと戎克等の爲に妨げられて豫期の効果を擧ぐるに至らない。

溪城輕便線(太子河、牛心臺間二四軒)は滿鐵と本溪湖煤鐵公司の日滿合辦鐵道で、主として本溪湖煤鐵公司の使用に供せられて居る。

北滿鐵道は舊帝政露國が其の極東政策遂行の爲に建設したものであるが、現在は露滿合辦で南部支線は新京に於て滿鐵線と聯絡し、本線は滿洲里に於て西比利亞に、ポクラニーチナヤに於て烏蘇里鐵道に聯絡して居る。奉天線は英國政府の出資に依る借款鐵道で支那國有鐵道中最古の鐵道である。初め唐山炭の運搬を目的として唐山炭礦、坑北塘間に敷設せられ、明治四十四年北平、奉天間の幹線を完成するまで前後約三十年を費して居る。奉天に於て滿鐵と、北平に於て平漢鐵道及平綏鐵道と、天津に於て津浦鐵道と會し、營口及通州の兩支線を合せ延長千二百九十七軒七に及ぶ。打通線は洮昂、四洮兩線の搬出物資を中繼し、之を葫蘆島へ出して滿鐵及大連港と對立せしめんとする計畫の下に、日本の再三の嚴重なる抗議にも拘らず支那側に於て敷設したるもので、所謂滿鐵包圍線の一部を爲すものであるが、葫蘆島築港未だ成らざるに滿洲國の成立を見るに至つた。

呼海鐵道は黑龍江省官民合辦で、沿線は土地肥沃の爲南滿又は內蒙古の農民の此の地方に移住する者多く盛に耕地

を擴張して居り、前途極めて有望である。海倫を起點とし馬船口に於て東支鐵道と連絡して居る。齊克鐵道は齊々哈爾、桑山間二百五十一軒の黑龍江省官民合辦で東支線の北方黑龍江省の肥沃なる土地の農産物を輸送する目的を以て建設せられたものである。昂々溪、齊々哈爾、省城間の昂齊支線に依つて洮昂鐵道に連絡して居る。

吉海鐵道は吉林に於て吉長、吉敦兩鐵道に、朝陽鎮に於て瀋海鐵道に連る。開豐輕便鐵道は開原、西豐間六十三軒七で、奉天省官商合辦開豐長途鐵軌汽車公司の經營で營業成績は良好でない。

二 道路

滿洲に於ける陸路交通は其の清朝の創めに當り、首都と各省の省城とを連絡する爲に間馬大路を設け、更に大路と稱し驛站(註一)を中心として四方に大路を放射し、各省城間或は官路を連ね重要な交通路を建設したが、清朝三百年の平和に慣れるに及んでは政務の廢頓と共に道路の修繕も亦顧みられずして現在に至り、其の荒廢は極度に達し夏季は雨後の泥濘甚しく自動車の通行は殆んど冬期に限らるるの状態に在る。(註二)

(註一) 驛站と稱するものは昔の官設驛遞であつて、要衝の地を選んで局を設け人馬を備へ以て一切の公文及官物を傳送する機關であつた。現在滿洲各地には既に郵局設定せられ、各樞要地及各都市間運送の機關を設けられるに至つたが、地方によつては依然として驛站を設け、官用唯一の交通機關として重視し地方行政の連絡は一に之に依つて居る

(註二) 滿洲各地には夏道、冬道の別あり、季節に依つて道路系統を異にするところが多い

三 河 川

滿洲は海岸線が極めて短い爲に海路交通は微たるものであるが、内部は幾多の大河貫流して河川による交通は古くより大に發達して居る。即ち南滿洲地方は鴨綠江本支流、遼河本支流、大凌河等あり、殊に北滿地方に於ては水量

豊富な嫩江、第二松花江、松花江本流、牡丹江、烏蘇里江等の大河があつて、航運の便、漁業の利共に大いに見えるべきものがある。右の内松花江、烏蘇里江は北滿の二大水系をなすもので、前者は大小興安嶺に發源して黒龍江省中部の廣大な地域内に於ける水を集めて流るる嫩江と、他は白頭山に源を發して吉林省を東西に貫通する第二松花江との合流より成り、且つ其の下流に於て吉林省を南北に貫通する牡丹江を合せて緩かに流れて黒龍江に注いで居る。本水系の抱擁する面積は實に五十二萬方杆に達する。後者は露國と滿洲との境界を爲すもので、航運の上より觀れば北滿に於て松花江に次ぐ大河である。而して松花江の航行權に關しては從來露支兩國間に屢々紛争を生じ、露國側は千八百五十八年の愛琿條約、千八百六十年の北京條約及千八百八十一年の露都條約等を援用して其の航行權を主張するに對し、支那側は右條約文に現れたる松花江は古の混同江にして、松花江、黒龍江の會流點より下流の烏蘇里河の會流點までの區域を指すものと主張し、長年争つて來たが此の紛争は滿洲國に持越された。

四 航 空

蘇國の極東航空路たるモスコウ、イルクーツク線及日本航空輸送株式會社の東京、大連線と結んで歐亞連絡航空路の大幹線を完成することは萬人等しく翹望するところであり、又廣大無邊の滿洲の太平洋を連絡するには航空機が最も便利であることも一般に認むるところであつて、滿洲の各地に定期航空輸送が開始せらるれば産業の開發、文化の促進に貢獻すること大なるものあるに鑑み、豫て日滿兩國の間に此種の事業に付研究が進められて居たが、最近に至り成案を得て昭和七年九月滿洲航空株式會社の設立を見るに至つた。會社は滿洲國政府、南滿洲鐵道株式會社及一部民間の奉仕的出資に依る日滿合辦の株式會社で、滿洲國法に依り設立せられたものである。名は株式會社であるが滿洲國政府及滿鐵會社より積極的援助に依る公益法人とも觀るべきもので、當分無配當と言ふことになつ

て居る。滿洲航空株式會社は定期輸送に任ずるのが主なる事業であるが、臨時他の業務にも従事する。昭和七年十一月に營業を開始し、現在其の經營線は左の六線で、航空路延長四千五百杆であるが更に計畫中の路線數線がある。

- 一 奉天——新京——哈爾濱間
每週七往復(毎日一往復)
- 二 奉天——大連間
同 七往復(毎日一往復)
- 三 奉天——新義州間
同 六往復(日曜休航)
- 四 哈爾濱——齊々哈爾間
同 七往復(毎日一往復)
- 五 新京——吉林——敦化——龍井村間
同 三往復(火、木、土)
- 六 齊々哈爾——海拉爾——滿洲里間
同 二往復(月、水)

第二節 通 信

一 電信及電話

滿洲に於ける治安の維持、産業の開發及文化の進展は電信、電話等通信事業の普及整備に俟つこと極めて大である。然るに従來同地に於ける有線、無線の電信、電話、放送無線電話等所謂電氣通信事業は日滿兩業務が對立經營せられて居る外、電話事業に在りては公營私營のもの混在し其の經營系統錯綜して統制を缺き、従つて事業經營者相互間に於ける連絡等も亦極めて不完全で之が爲享ける不利不便尠からず、之が缺陷を補匡し、經營系統を統一し、以て通信事業の機能を充分發揮せしむることの急務は日滿兩國間に齊しく痛感せられたところであつた。然るに昭和八年三月二十六日兩國間に日滿合辦の通信會社設立に關する協定締結せられ、日滿兩國政府は各々其の所管

する電気通信施設を現物提供し、滿洲國民營の電話設備等は之を買収し、事業の擴張改良に要する資金は之を日滿兩國の民間に求め以て民營事業として合理的經營を爲すこととなり、同年九月一日日滿合辦の滿洲電信電話株式會社の設立を見、茲に滿洲に於ける通信事業に一新紀元を劃するに至つた。(第三編第二章滿洲電信電話株式會社參照)

以下滿洲に於ける滿洲國側通信事業發達の狀況を概説すれば、電信は光緒十年(一八八四年)天津より山海關を経て營口方面に架設されたのに始まり、翌光緒十一年には遼陽より朝鮮釜山に至る電線及奉天より吉林、齊々哈爾、愛琿、山海關方面に至る電線を架設し、特に日露戰役後に於ては急速なる發達を遂げ主要都市間の連絡は清朝時代に於て概ね完成するに至つた。過般會社設立當時に於ける取扱局所數は百七十餘、電信線條延長は凡そ一萬五千餘軒であつた。對外(支那を除く)との連絡は大連、芝罘間海底線及日本内地中繼に依り諸外國との間に發着する電報を取扱つて居る。東支鐵道電信線に依る電信連絡に付ては、事變前に於ては支那電報總局と東支鐵道廳との間に於ける東支鐵道所屬電信線の運用に關する協約(一九二二年十一月締結)に依り東支鐵道所屬局に依るの外、支那電報局と東支鐵道停車場とを接続し露支間發着電報を取扱つて居たが、事變後に於ても右連絡は繼續施行せられて居る。

電話の創設は光緒二十六年(一九〇〇年)頃電報局をして市外電話を兼營せしめたのを最初とし、民國十二年より十四年の間に於ては特に著しい發達を見、爾來漸次擴張せられ會社設立當時に於ける設備としては大體取扱局所數百六十餘、市外電話線條延長二萬一千餘軒であつた。對外との連絡は千九百二十七年六月露支間に締結せられた協約に依れば、哈爾濱、浦鹽間、哈爾濱、ハバロフスク間及哈爾濱、チタ間(哈爾濱、チタ間連絡は協約上存する實

際上存在せず)に電話連絡存在したが事變後杜絶した。

無線電信に關しては民國十一年東北政權は東支鐵道所屬哈爾濱無線電信局を強制回收して以來、東三省無電計畫案を樹て、之が實現の爲東三省無電監督處を設置し奉天及新京に軍用無線電臺を建設し、民國十二年吉林、齊々哈爾濱完成するに及び此等各電臺を公衆通信にも開放したが、爾來無線電臺の建設には最も力を致し對内各地通信連絡は勿論關東廳管内並に民國十六年には獨逸との間に、同十七年には米國との間に無線通信路を開くに至つたが、事變に因り此等設備は概ね破壊され本業務は全く杜絶するに至つた。幸にして哈爾濱無線電臺は皇軍の手に依り之を保全するを得、又奉天無線電臺は急ぎ修復を爲し、對米通信に付ては大同元年三月三十日滿洲國政府當局と米國RCA通信社との間に新協定締結せられ同年四月十五日より通信を再開し、又對獨通信に付ても滿洲國政府當局と獨逸側當局との間の申合に依り大同元年七月十一日より通信を再開した。尙民國十五年には奉天及哈爾濱に放送局を設置し放送業務を行つて居たが、事變と共に一時放送を休止したが間もなく再開された外、大同二年四月より新京に放送局を新設し日滿連絡放送或は國內放送を爲して居る。

二 郵便

支那に於ける郵便事務は古く驛站、文報局、信局の三機關に依つて掌られて居たが、時世の進運に伴ひ總稅務司ロバートハートの努力に依り改制せられ交通部に屬する郵政總局の下に統轄せらるるに至つた。即ち滿洲に於ては奉天及吉黑兩省を夫々郵務區となし、奉天に遼寧郵政管理局、哈爾濱に吉黑郵政管理局を設置し各管内の一、二、三等郵局の現業機關を監督せしめた。而して滿洲に於ける郵政は其の業務が外人の統制下に在り東北政權も敢て之に干渉するところが無かつた爲業務狀況も比較的良好であつたが、滿洲國の成立に伴ひ同國政府は國內郵政接收を圖り、爲

に一時郵政局閉鎖問題等を惹起するに至つたが、滿洲國は着々交渉を進め大同元年七月二十六日より滿洲國の郵便業務及郵便切手を發行し同國自身の手により漸次郵政事務を再開するに至つた。航空郵便に付ては大同元年十月二十六日航空郵便規則公布せられ、同年十一月三日より左記航空線路に於て航空郵便物の運送を開始したが、國內相互間及關東州宛小包郵便物は當分の内之が取扱を爲さない。

航空郵便線路

線路名	局名	航空回数
齊々哈爾—新義州線	齊々哈爾 新義州	奉天、新義州間每週往復各六回、其他毎日一回
新 京—龍井村線	新 京 龍井村	每週往復各三回（月曜日、水曜日、金曜日）

拓務大臣官房文書課

昭和十年三月十日印刷
昭和十年三月十五日發行

印刷人 東京市小石川區久堅町一〇八番地 君 島 潔

印刷所 東京市小石川區久堅町一〇八番地 共同印刷株式會社

電話 小石川 (85) 八二一八六番

民國二十八年八月

共同印刷社

...

...

...

...

...

...





